

収益認識基準等に伴う会計規改正案、公表

— 法務省

去る7月27日、法務省は、「会社計算規則の一部を改正する省令案」(以下、「会計規改正案」という)を公表した。

企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等の公表やそれに伴う財務諸表等規則の改正を受けて、会社計算規則の改正を行うものである。

会計規改正案の内容

会計規改正案の主な改正の内容は次のとおりである。

- ・ 98条1項に18号の2として、注記表に区分して表示すべき項目に収益認識に関する注記の追加
- ・ 115条の2として、収益認識に関する注記の内容とすべき事項を定める規定の追加
- ・ 6条2項について、収益認識基準において、返品調整引当金等の計上が認められないものとされたことに伴う所要の改正
- ・ 83条について、企業会計基準28号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正等の公表を受けた、繰延税金資産等の表示の改正

適用関係等

公布の日から施行され、改正後の会計規の規定は、平成33年4月1日以後に開始する事業年

度に係る会計帳簿、計算書類および連結計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による予定である。

ただし、収益認識基準と同様、早期適用を可能とする予定である。コメント期限は平成30年8月31日まで。

国際会計

構成要素分離の簡便法等のリース基準書の改善に関するASU、公表

— FASB

去る7月30日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2018-11「リース(トピック842)―目標とされている改善」(以下、「本ASU」という)を公表した。

2016年にFASBはASU 2016-02「リース(トピック842) (以下、「新基準書」という)を

発行したが、多くの関係者から質問があった「初度適用における比較報告の要求」と「貸手によるリース構成要素と非リース構成要素の分離」に関する改訂のため、本ASUを公表した。

初度適用における比較報告の要求

(1) 新基準書の取扱い

新基準書では、企業は、移行措置において修正遡及法(modified retrospective

transition method)を使用して、初度適用を行うことを要求されている。

この方法では、企業は新しいリース基準書(2016-02)を財務諸表で最も早く表示される比較年度の期首現在(12月決算で2019年1月1日に新しい基準書を適用する企業では、2017年1月1日現在)で適用する。

この場合、「借手」は2017年1月1日現在で、適用日以前に期限が到来したリース契約についても資産と負債を認識しなければならぬ。また、比較年度を含む各表示年度について、強化された新しい開示を提供しなければならない。

(2) 本ASUによる変更点

本ASUは、財務諸表作成者

に対する過度の費用や負担を避けるために、彼らの要求を配慮して、既存の移行措置を追加し、初度適用日現在(前記の例では2019年1月1日現在)で適用する新しい任意の移行方法を認めている。

結果として、初度適用年度の比較年度については、開示を含めて旧基準書(トピック840)を用いることになる。この新たな方法は、移行措置での時期のみを変更している。

リース構成要素と非リース構成要素の分離

(1) 新基準書の取扱い

また、新基準書では、契約において、非リース構成要素(たとえば、メンテナンス・サービスまたは原資産を使用する権利以外の物品またはサービス)を顧客に移転する他の活動)からリース構成要素を分離することを要求している。

リース構成要素は新基準書の範囲となり、非リース構成要素は「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」などの他のト

ピックの範囲となる。

(2) 本ASUによる変更点
新基準書では、「借手」には実務上の簡便法の適用が認められているが、本ASUでは、「貸手」にも、一定の条件を満たせば、原資産の分類ごとに、非リース構成要素からリース構成要素を分離せずに、単一の構成要素として会計処理するという実務上の簡便法の使用を認めた。

(3) 適用関係等

リース構成要素と非リース構成要素の分離に関しては、2016-02の強制適用日が到来していないため、まだ適用をしていない企業については、適用日はトピック842と同じである(2018年12月16日以降開始年度)。

すでに適用した企業は、実務上の簡便法は「本ASUの発行日以後の最初の期末日」と「トピック842の本来の適用日」のいずれか早いほうの日を選択でき、「遡及適用する方法」と「将来に向かって適用する方法」の選択ができる。

会計

時価に関するブローカー価格の評価等、検討

ASBJ、金融商品専門委

去る7月27日、企業会計基準委員会

門委員会を開催した。主な検討事項は次のとおり。

金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集文書の文案検討

引き続き、金融商品に関する会計基準の改正についての意見募集文書の文案の検討が行われた。

専門委員からは、細かい修正点について意見が出され、事務局からは、それらを踏まえて、8月開催予定の親委員会にて公表議決を目指す旨が示された。

公正価値測定の方イダンス・開示の基準等の検討

次のテーマについて親委員会(2018年8月10日号(No.1520)情報フラッシュ参照)に引き続き議論された。

(1) 取り扱う範囲

時価に関する会計基準等で取り扱う範囲について、事務局から、時価の定義およびガイダンスに係る会計基準等については、トレーディング目的で保有する棚卸資産は取り扱う範囲に含める一方、資金決済法における仮想通貨は現時点では取り扱う範囲に含めないこととし、時価に関する開示に係る会計基準等については両者とも含めないという案が示された。

専門委員からは、仮想通貨については、特段異論は聞かれなかったものの、トレーディング目的で保有する棚卸資産を開示しない点については、「レベル3を対象とする開示が行われない

可能性が高く、保有状態が比較的限定的という理由は納得できない」との意見が聞かれた。

(2) 時価の定義・ガイダンスに關して実務に配慮することが考えられる項目

① 月中平均価額の使用

その他有価証券の時価としての月中平均価額について、事務局から、IFRS13号との整合性の問題、減損処理に用いる時価についても月中平均価額が認められなくなることで、金融商品会計の検討を待つ必要性といった論点が示された。

専門委員からは、「一時点でも月中平均でも実務的な負担は変わらないのでは」、「実務慣行として定着しており残すべき」との意見が聞かれた。

② ブローカー価格利用時の評価

第三者から入手した価格いわゆる「ブローカー価格」を利用する際の評価は、一般事業会社に過度な負担になる可能性があるという意見が聞かれており、事務局は、代替的な取扱として、一定の要件のもと、企業がその価格が新基準に沿っているかを判断せず、ブローカー価格を用いることができるという案を示した。

専門委員から、「一般事業会社も内部統制などで対応できるので、代替的な取扱いは不要ではないか」という意見が聞かれた。

ITの活用がなされ、今ではAIについて言及されることがある。この流れとは逆行するが、手書き調書ないし手作業については、一見、非効率にみられがちだが、深く考えたり、コミュニケーションの観点でPC作業より優れていることもある。

PCでの監査調書作成は、思いついたことから入力し、後から論点や文章の体裁を整えることができる。他方、監査調書を手書きで作成する場合には、書き直しの手間を考慮するので、論点を整理してから書き始める。分量も1つの論点について、A4一枚程度にせざるを得ない。一長一短はあるが、手書き調書は、本質を見極め、ポイントを簡潔明瞭にまとめるという点で優れていることもある。

監査では監査調書を上位者が査閲する。紙調書では、個性が表れる手書きの文字をみて、筆圧を感じながら、丁寧な仕事をしているのか、自信をもって結論を導いているのか、感覚としてわかるものだが、電子調書ではそれができない。前年度の調書を自動で繰り越し、数字を入れ替え、変化のある部分を修正すれば、形式上は前年と同じレベルのものでできる。ただ、監査手続の目的や内容を質問すると、適切なコメントが返って

こないことがある。手書き調書の時代は、前年の調書を見ながら(真似しながら)、その手続の目的や意味を考えていた。IT化が進むことで、データを自動的に繰り越すことにより、この考えるプロセスが抜けてしまっている側面があるのかもしれない。

会計・監査の“現場感” IT化の弊害

効率化した時間は、取引についての考察を深めるのではなく、綺麗な調書を作る時間に充てられてしまっている、こくないことがある。手書き調書の時代は、前年の調書を見ながら(真似しながら)、その手続の目的や意味を考えていた。IT化が進むことで、データを自動的に繰り越すことにより、この考えるプロセスが抜けてしまっている側面があるのかもしれない。

とはよく聞く話である。計算過程が高度に自動化されると、担当者も査閲者もそれにミスがあっても気がつきづらい。査閲する際は、手書き調書の方が1つの画面で検討ができ、思考が切断されないため、より深い考察がしやすい。

一見、無駄に思える作業も、質の高い仕事をするうえで必要なこともある。おそらく、手書き作業を通して、いわば自然に五感を働かせ、それが監査人の嗅覚やリスク感覚を高めてきたのではないだろうか。PC作業では両手をキーボード上に置いているが、手書き調書では、左手で証憑に触れ、右手で鉛筆を持ち、取引の背景や内容、そして妥当性を考えながら確認をしていたことが思い出される。

監査チームのコミュニケーションと進捗管理は、手書き時代には自然にできた。当時、監査現場では、お互いに声を掛け合いながら顔を上げて監査をし

ていた。作業の進みが悪ければ、手が止まる。手待ちなのか、悩んでいるのか、助言が必要なのか、同じ部屋にいればわかっただけだ。最近では、監査メンバーはPCとにらめっことなり、会話も画面を見ながら、ということも多い。手待ち時間であっても、ネットやメールをしていれば、他人からはわからない。

(公認会計士 布施伸章)

7月開催のASAF会議について報告

ASBJ、ASAF対応専門委

去る7月27日、企業会計基準委員会は第72回ASAF対応専門委員会を開催した。今回は7月9日、10日に開催されたASAF会議の報告等がされた。

主な議論は次のとおり。

のれんおよび減損

のれんおよび減損のリサーチ・プロジェクトにおいて検討されている開示の改善のためのアプローチについて議論がされ、ASBJは次のような発言を行った。

日本のアナリストのインタビューから、一部の日本のアナリストも、取引ごとののれんの分解情報を含む追加の開示を要求していることが識別されている。しかし、被取得企業の事業は多くの場合に取得企業の事業と統合されることから、取引ごとののれんの金額のトラッキングは困難であることが考えられる。また、のれんの減損テストの単位が必ずしも取引ごとでないことを考慮すると、情報の有用性が限定的である可能性も考えられる。その他の考えられる開示としては、一部の日本のアナリストか

ら、経営者がどのようにして減損を認識する時期を決定したかに関する開示として、たとえば、経営環境や経営戦略がどのように変化し、その変化が使用価値の見積りに使用されるインプットにどのような影響を与えたかに関する開示が有用であるとの見解が聞かれている。

この発言に対して他のASAFメンバーからは、「企業結合に関する情報とのれんの減損に関する情報について改善が必要とする問題認識は理解するが、現在の提案に基づいて、問題が解決されるような情報が提供される結果となるのかという点では懸念がある」等の意見が寄せられた。

開示に関する基準のレビュー

IASBは「開示に対する取組み」に関連して、的を絞った基準のレビューを行う予定であり、これを進めるために「IASBのためのガイダンス」を開発することを予定している。

これに対し、①「IASBのためのガイダンス」についての検討事項、②レビュー対象とする基準の選定について、ASAF

メンバーの見解が求められた。

これに対してASBJは、①について、IFRSタクソノミチームが開示目的および開示要求の開発プロセスにどのように貢献するか詳細な説明を求めた。また②に関して、わが国の関係者からは、レビュー対象基準としてIFRS2号、IAS

監査

監査事務所検査結果事例集・モニタリングレポート、公表

CPA AOB

去る7月31日、公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」とい

う)は、平成30年版の「監査事務所検査結果事例集」および「モニタリングレポート」を公表した。審査会は、監査事務所に対する検査において認められた問題点を「監査事務所検査結果事例集」として、また、検査その他のモニタリングの成果を「モニタリングレポート」として取りまとめ、市場関係者をはじめとする幅広い層への情報提供を目的に、毎年改訂・公表している。

本年版の改訂のポイントは、次のとおりである。

「監査事務所検査結果事例集」改訂のポイント

最新の検査事例を追加するとともに、不備が発生した背景等も理解しやすいように記載している。

19号およびIFRS7号を推奨声が多いとしたうえで、IFRS7号はIFRS9号が適用されたばかりという理由で除外されているが、IFRS7号にはIFRS9号の適用前から要求されている事項もあるため、候補基準リストから除外するべきではない、との考えを示した。

所の品質管理の概要」の一部と「II. 監査業界の概観」をあわせて内容とし、冒頭で監査業界の現況を俯瞰することで、読者とその全体像を容易に把握できるようにしている。

平成29年版の「I. 監査事務所の品質管理の概要」の項目であった「審査会によるモニタリング」を独立させ、モニタリングの記載を充実させている。

平成29年版の「I. 監査事務所

(1) 「I. 根本原因の究明」

大手、準大手および中小の規模別に、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の問題点に係る事例を、件数および内容ともに充実させている。

(2) 「III. 個別監査業務編」

上場会社による不正会計や海外グループ会社での会計問題の発生が引き続き注目されている状況に鑑み、「グループ監査」および「財務諸表監査における不正」について、指摘事項や留意点などの記載を充実させている。

(3) 「III. 監査事務所の運営状況」

監査事務所としての取組みである、監査法人のガバナンス・コードを踏まえた態勢やITを活用した監査手法およびサイバーセキュリティに関する取組状況等を新規項目として追加している。

「モニタリングレポート」改訂のポイント

平成29年版から構成の見直しを行ったほか、データのリニューアルや新規項目の追加等を行っている。

審査会としては、本事例集やモニタリングレポートの内容を参考にし、被監査会社等と会計監査人とのコミュニケーションが一層積極的に行われ、適正な外部会計監査が確保されることを期待している。

本事例集およびモニタリングレポートの全文は、審査会ウェブサイトの「品質管理レビューの審査・検査」ページ中の「検査結果等の取りまとめ」から参照することができる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年7月27日	会社計算規則の一部を改正する省令	法務省	企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」等の公表と、それに伴う「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令等の公布を受け、所要の改正を行うもの。コメント期限は2018年8月31日まで。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETALL&id=300080172&Mode=3	今号情報フラッシュ
2018年7月31日	「新オレンジ本」から読み解く監査役スタッフ業務の再整理(前編)	日本監査役協会	監査役および監査役スタッフの実務ガイドラインとなる「監査役監査と監査役スタッフの業務」(通称、新オレンジ本)を研究し、再整理したもの。2年間の研究対象期間のうち、1年目となる今期は、期初業務・期中業務について記載されている。 http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-424.html	—

金融

金融緩和策は強化か後退か 問われる政策の妥当性

7月31日の日銀・金融政策決定会合の結果公表は、事前に「日銀が長期金利目標の柔軟化を検討」という報道が出たため市場関係者の注目を集めた。しかし、結論からいうと、金融緩和の強化か後退か、どちらにも取られない内容だった。そのため、デフレ脱却は金融政策のみでは不可能という、日銀の追い詰められた状況が浮彫りになった。今回取り入れられた措置は、実質的な内容でみると次の3つになる。

①フォワードガイダンスの導入、②イールドカーブ・コントロール運用方法の微調整、③購入するETFのうちTOPIX連動型の割合を増やす、といった内容だ。日銀としては、政策委員の物価見通しを下方修正したため、より持続性のある金融政策に向けた強化策だとしている。

しかし、フォワードガイダンスといっても「当分の間、現在の極めて低い長短金利の水準を維持する」という内容で、「当分の間」の具体的な条件は示されず、いつでも日銀次第で止めることができることになる。これ

でフォワードガイダンスといえるのか疑問である。

また、イールドカーブ・コントロールの運用についても、短期のマイナス金利が適用される残高を10兆円から5兆円に減らし、長期の10年物国債利回りの許容幅をプラスマイナス0.1%からプラスマイナス0.2%に広げる内容だ。広げる理由としては、金融機関の収益悪化に配慮したわけではなく、国債市場の活性化のため、としている。

るが効果は疑問だ。

イールドカーブ・コントロールの運用柔軟化は、日銀政策委員のリフレ派2名は反対したと公表されている。そのためにも名目的な「フォワードガイダンス」といった一見金融緩和策の強化と見間違えような内容を入れたのではないかと。

こうしてみると、緩和策の副作用を日銀ですら認めざるを得ないことを示す措置で、日銀の主張するような金融緩和策の持続性強化にはほど遠い。逆に、いつまでこうした政策が続けられるのか、政策の妥当性に疑問が残る結果となった。

証券

貿易戦争のなか、日銀は金融政策を微調整へ

トランプ米大統領が仕掛けた大規模な貿易戦争の中心は、米中2大国の輸入関税引上げ合戦である。現在のアメリカの中国製品輸入額は、中国のアメリカ製品輸入額よりはるかに大きい。そのため、アメリカが中国への制裁として科す輸入関税額は、中国が対抗措置としてアメリカに科し得る輸入関税額を大きく上回る。

この点からは米中の貿易戦争

では中国が不利のようにみえる。7月以降、アメリカの制裁が実効段階に入ってから、上海株価は下落傾向(瞬間的に反転した時もあった)にあり、一進一退だが、上昇気配もうかがえるような株価推移を示すニューヨーク株価とは対照的といえる。

貿易戦争に勝者はいないといわれるように、輸入関税額の大きさだけで優劣が決まるわけで

はない。アメリカでもすでにGM、GEなど代表的企業が貿易摩擦を理由に収益見通しを下方修正したが、アメリカの消費者が輸入価格の上昇による消費財の値上がりに不平・不満を唱えるのも時間の問題であろう。

世界中の株式市場が貿易戦争の影響を懸念しているが、そのなかで日本銀行が7月末の政策決定会合で、金融政策の微調整を決めたことは注目に値する。黒田総裁にとつて4月の再任後、初の政策調整である。表面は金融緩和の強化をうたう一方、長期金利の変動容認、国債利回りの一時的な上振れを認めるといふもので、本音は超低金利の引上げを狙うことにある。

日銀にいわせると、長引く超低金利によって副作用が目立ってきた。具体的には、銀行の収益が利ザヤ縮小によって悪化、また国債市場の沈滞で、国債の大口投資家である金融機関が収益を稼げなくなってきた。

日銀の政策微調整の影響としてまず、為替相場、円がどうなるかである。円相場はアメリカの連続的利上げという潮流のなかで、円安に動きやすいと思われるが、ドル高(円安)は好ましくないというトランプ発言でたちまち円高に向かう、という方向感が定まらない感じだ。